

## 年金支払通知書が送られます

### 6月から翌年4月定期支払までの年金額

年金を受けているかたに、毎年6月になると社会保険庁から『年金振込通知書』（支払通知書）が送られます。

この通知書には、6月定期支払から翌年4月定期支払までの間に支払われる年金額、年金から特別徴収される介護保険料、源泉徴収される所得税額が記載されています。

通知された後に、支払額の変更や介護保険料額の変更などがあつ

た場合には、その都度通知書が送られます。

なお、介護保険料の特別徴収の対象となるかたは、65歳以上で年額18万円以上の高齢・退職年金を受けているかたです。  
遺族・障害年金および年額が18万円未満の年金などは、特別徴収の対象とはなりません。

## 入院したかたは負担額が軽減されます

### 町民税非課税世帯

国民健康保険加入者や老人医療受給者で、町民税非課税世帯のかたが入院した場合、認定証を医療機関に提示すれば食事代の自己負担額が次の表のとおり軽減されます。該当するかたは、申請して認定証の交付を受けてください。

入院時の食事代は、高額療養費の支給対象になりません。  
持参するもの 印鑑 保険証 高齢受給者証（該当者のみ） 老人医療受給者証（受給者のみ） 入院期間がわかる領収書など（過去1年以内に91日以上入院しているかた）

入院時の食事代の自己負担額（1日当たり）

一般		780円
町民税非課税世帯	90日までの入院	650円
	90日を越える入院	500円
町民税非課税世帯で高齢福祉年金受給者		300円

## 食事の自己負担額が軽減されます

### 介護保険施設での食事代

介護保険施設に入所している場合は、1割の利用者負担のほかに、食事代が自己負担になります。次の、に該当するかたについては、施設サービスを利用した際の1日あたりの食事代（標準負担額）が低く設定されています。該当するかたは保健福祉課へ申請してください。申請して認められると、食事代が軽減されます。

問い合わせ・申請先 保健福祉課へ

保健福祉課（老人福祉センター内）  
☎(84)4926

施設サービスの食事代（標準負担額）

世帯全員が町民税非課税かつ高齢福祉年金受給者、または生活保護受給者	1日	300円
世帯全員が町民税非課税のかた	1日	500円
一般のかた	1日	780円

## 入札結果

工事（業務）名	事務所	予定価格	落札金額	請負業者	入札日	担当課
町道2 310号線測量業務委託	新里 外1地内	280万円	265万円	晃和測量設計(株)	5/17	都市建設課
町道2 302号外2線測量業務委託	新里 外1地内	268万円	255万円	㈱オールブルロジエクト館林支店	5/17	都市建設課
町道1 178号外1線測量業務委託	下江黒 外1地内	223万円	210万円	武蔵野コンサルタント(株)	5/17	都市建設課
町道2 296号外1線測量業務委託	新里地内	204万円	195万円	東毛測量設計(株)	5/17	都市建設課
町道2 447号外1線測量業務委託	川俣 外1地内	166万円	160万円	(有)鈴木測量事務所	5/17	都市建設課

予定価格および落札金額には消費税は含まれておりません。工事中は大変ご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いいたします。

住民課

内線337

住民課

内線337